

厚生科学研究費
(課題番号 H11-政策-008)
平成13年度報告書

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する 比較研究

平成14年3月

主任研究者 小島 宏

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究

平成 13 年度報告書 目次

研究者名簿

総括研究報告（要旨）

主任研究者：小島 宏…………… 1

第 1 部 比較研究へのアプローチ

第 1 章 家族への経済的支援と出生率：EU と日本	
	福田 亘孝…………… 7
第 2 章 International Comparisons of Child Benefit Packages	
	Jonathan Bradshaw and Michi Tokoro…………… 35
第 3 章 国際比較データベース概要	
	赤地 麻由子…………… 63
第 4 章 若者の性行動に関する日欧比較研究	
	佐藤 龍三郎…………… 105

第 2 部 地域・言語圏別研究

第 1 章 ドイツ語圏諸国	
	原 俊彦…………… 179
第 2 章 フランス語圏諸国	
	小島 宏…………… 243
第 3 章 北欧諸国	
	津谷 典子…………… 363
第 4 章 南欧諸国	
	西岡 八郎…………… 437
第 5 章 英語圏諸国	
	釜野さおり…………… 559

研究者名簿

主任研究者

小島 宏 (国立社会保障・人口問題研究所・国際関係部部長)

分担研究者 (50 音順)

釜野さおり (国立社会保障・人口問題研究所・人口動向研究部第2室長)

津谷 典子 (慶應義塾大学・経済学部教授)

西岡 八郎 (国立社会保障・人口問題研究所・人口構造研究部部長)

原 俊彦 (北海道東海大学・国際文化学部教授)

福田 亘孝 (国立社会保障・人口問題研究所・人口動向研究部第1室長)

研究協力者 (50 音順、アルファベット順)

赤地麻由子 (国立社会保障・人口問題研究所・人口構造研究部研究員)

石田 信義 (奈良大学講師)

佐藤龍三郎 (国立社会保障・人口問題研究所・情報調査分析部部長)

島崎継雄 (日本性科学情報センター)

杉森 伸吉 (東京学芸大学)

須田文明 (農業総合研究所・主任研究官)

所 道彦 (大阪市立大学・助手)

中畝菜穂子 (大学入試センター研究開発部)

Jonathan Bradshaw (Professor, University of York)

Helen Cairns (Researcher, Centre for Population Studies, London School of Hygiene
and Tropical Medicine<LSHTM>, United Kingdom)

Lynda Clarke (Senior Lecturer, Centre for Population Studies, LSHTM)

Gustavo De Santis (Professor, Università di Meimbsina, Italy)

Jeanne Fagnini (Research Director at CNRS, MATISSE, University of Paris 1, France)

Susan Harris (Researcher, Centre for Population Studies, LSHTM)

Gerardo Meil Landwerlin (Professor, Universidad Autonoma de Madrid, Spain)

Emese Mayhew (Researcher, University of York, United Kingdom)

Vlado Puljiz (Professor, University of Zagreb, Croatia)

Fernando R. González Quiñones (Professor, Universidad Complutense de Madrid, Spain)

Anne Reinstadler (Centre d'Esudes de Populations, de Pauvreté et de Politiques
Socio-Economiques, Luxemburg)

Nada Stropnik (Researcher, Institute for Economic Research, Slovenia)

Haris Symeonidou (Researcher, EKKE, Greece)

Anália Torres (Researcher, ISCTE, Portugal)

平成 13 年度総括研究報告(要旨)

「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」

主任研究者 小島 宏

国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長

A. 研究目的

日本の出生率は 1970 年代半ば以降低下し続け、政府や自治体ではこの傾向に刃止めをかける方策が模索されている。このような時代背景と政策的要請の下で、日本と同様の少子化傾向を経験している先進諸国の出生動向と経済社会の動向ならびに社会政策との関係をクロス・ナショナルに計量的に分析し、かつ主要国について国別に分析する。

B. 研究方法

- ① 総括班：国際比較可能なデータの採取的な整備とデータベースの構築、出生率の関連要因の分析、モデル家族手法を用いた日本データの分析、日本とイタリアにおいて若者の性行動ならびにパートナーシップ形成行動の実態と意識・子供観に関する比較調査の実施。
- ② 各言語圏・地域：圏・地域内の共通点と相違点に注目しながらの人口統計データの収集と分析、地域特有テーマの研究などによる出生率と家族政策の関連の分析。

C. 結果と考察

(総括班) (1) 財政的支援と出生率の関連の分析: ①日本と欧米先進諸国の家族手当、児童手当、所得税控除などの財政面からの子育て支援政策の国際比較データの収集と

整理を行い、各国の家族政策、社会政策体系に焦点を据え、国際比較可能なデータベースを構築し、各国の子どもを持つ親への経済的な支援の水準や手段を明らかにした。

②欧米先進諸国と日本の児童給付パッケージと出生率の関連の分析を行なうため、ブラッドショウ教授と共に「モデル家族」法の特徴と限界や手法の日本への応用について検討した。③日本のモデル家族分析について、ブラッドショウ教授と意見交換をし、日本は住居費が高く、親が負担する子どもの保育・教育コストが高いことが少子化の背景として重要であり、対策としての家族に対する経済支援政策を考える鍵になるとの指摘された。(2) データベース化と分析: ①マクロ・データの時系列比較：少子化動向をみる指標（出生率データ）、出生率の近接要因（結婚・出産・パートナー関係に関するデータ）、社会経済的要因（女性の社会進出、高学歴化の指標となるデータ）、保育に関するデータを取り上げ、比較分析を行った。②モデル家族方式による児童給付パッケージの分析：モデル家族別、費目別に出生率との関係を分析し、どのような家族に対するどのような経済的支援が出生率と関係しているのかという観点から考察した。

(3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等に関する国際比較分析：若者の性行動の実態と関連要因を明らかにするため日本とイタリアで大学生の意識・行動・価値観の調

査を行なった。両国は先進諸国の中で 10 代妊娠率が最も低い国であり、国際的にみて 10 代の性的活動の高さと出生率の高さとの間に関連がみられることは注目される。少子化対策において、若者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの向上ならびに若者の自立とパートナーシップ形成を支える政策が重要な意味を持つことを示唆する。

(各言語圏・地域の主要国研究) :

- ① ドイツ語圏諸国：年齢別出生率の時系列変化のサーモグラフ化により、戦後の結婚ブームを反映し若年層での爆発的な出生率上昇が発生し、1962～3 年から高年齢の出生減退が始まり、70 年代中頃から出生の先送りが起きたパターンが確認された。ドイツ、イタリア、日本の無子割合、第 1 子割合の推移を比較した結果、ドイツでは無子と有子家庭への二極化、イタリア、日本では家族規模の縮小傾向がみられた。フランクフルト市及びその近郊で、子ども数の異なる家族計 11 組に対し、収入、税金、児童手当、育児休業についてインタビューした。収入、税金、支出は各家族とも納税票や家計簿を確認しない限り把握が困難で認識も曖昧である。児童手当の額は強く意識されているが、金額が不十分との回答を得た。産休は高く評価されているが、育休は所得制限の関係で 3 年後の職場復帰の権利の保障と理解されている。男性の取得は論外との意見が大勢を占めた。第 1 子出産を決意あるいは出産後に家族政策に関心を持つ点が共通している。
- ② フランス語圏諸国：フランスでは本年

1 月から父親休暇が施行され、保育に関する論議も盛んになっていることが確認された。ベルギーでは終戦直後にも人口政策的意図も交えた家族政策に関する論議が盛んになされ、政府、労働組合、経営者団体、家族擁護団体による会議や報告書作成が行われている。

「フランスの家族論に関する論考」では、家族の社会的役割を再評価する論調が見られ、親子関係は強化され、法的に保護されるべきであるとの考え方があることと、少子化が再び注目を集めていることが指摘された。「フランスにおける働く親の支援に関する論考」では、1994 年家族法以降の家族政策の変化と、家庭責任に関する男女間の不平等に関する検討がなされ、家族政策が異なる目的の間で揺れ動いていることが再確認された。「フランスの保育政策に関する論考」では、乳幼児に対するケアを巡る家族と政府、市場の関係が論じられた。両性間の平等の不徹底さが父親の育児不参加の要因をなし、政策目標において雇用創出の優先度が高いことが、家事・育児の両性間での分担よりも外部サービスへの依存が促進していることが指摘された。「ベルギーとルクセンブルグの家族政策の歴史的展開に関する論考」では、両国とフランスとの類似が指摘された。

- ③ 北欧圏諸国：出生率変動の人口学的構造の変化を分析した。80 年代後半に出生率は 4 カ国で回復し、90 年の TFR2.1 をピークに出生率が急落し上下動したスウェーデンを除き、90 年代の TFR は 1.7～1.9 と安定している。

出生の年齢構造では北欧4カ国は類似した傾向を示している。1960年代半ば以降15～24歳の出生率は低下し続け、25～29歳の出生率は1960年代～70年代に低下したがその後安定もしくは80年代半ば以降若干の増加傾向にある。30歳代の出生率は80年代以降明確な増加傾向を示している。60年代半ば～70年代の出生率の置換水準以下への急激な低下は主に10代後半から20代の女性の出生率低下によって起こったが、80年代半ば以降の出生率の回復は20代後半、特に30代女性の出生率の増加によって起こったことがわかる。80年代以降出生タイミングは遅くなっている。また、80年代半ば以降、全出生児における第1子の割合が若干低下傾向にあるのに対し、第3・4子の割合が漸増している。その他、避妊・人工妊娠中絶および結婚・同棲についてのデータを収集・分析し、性・年齢別配偶関係割合および平均初婚年齢の推移に加え、婚外出生割合についても、北欧圏の特徴を捉えた。

- ④ 南欧圏諸国：基礎的統計データの整備、出産・育児支援施策、家族手当・児童手当等の子育て支援施策に関する資料の整備に力点をおき、少子化動向と対策に関する総合的な分析と検討を行った。主要国では、70年代後半以降に急激に出生率が低下し、90年代後半にはTFRが1.1近くまで落ちた。出生率低下も女性の社会進出も、他の西欧諸国に比べ遅く始まったが急速であること、一方で出産・育児支援、家族手当・児童手当などの法・制度の整備が低い

水準で近年まで推移していたこと、性別役割分業観など伝統的な価値観が根強いことなどが南欧圏の特徴である。急激な社会的状況の変化、特に女性を取りまく変化に社会全体のサポートシステムが対応できず、女性の仕事と出産・子育てが分断されたことによって出生率低下に拍車をかけたことは明示的である。また、イタリアとスペインで12タイプ合計24家族にインタビューを行い、イタリアでは、国からの支援は不十分であると考えられていることや子どものいる女性は採用の際に不利になっていることがわかった。子育てコストが子どもを持つかどうかの決定に影響していること、子育ての経済的コストの認識が強い傾向もみられた。スペインでは、子どものいる女性の半数および子どものいない女性は、子どもを経済的コストとみる傾向が見られた。家事分担、子どもに関する規範、保育サービスの利用などに関しても知見を得た。

- ⑤ 英語圏諸国：家族に対する支援施策と出生率との関連を分析した。家族政策、出産・育児休業制度、児童手当、家族税控除・手当、保育サービスとその利用について60年代以降の変遷をまとめた。インタビュー調査を行い、イギリスでは保育サービス不足の認識はあるが、子育て費用は子どもをもつかどうかを考える際に考慮されないこと、オーストラリアでは、出産が仕事にあたる影響に多様性がみられ、子どもをもつかどうかを考える際、教育コストが考慮されること、ニュージーラン

ドでは、子育ての経済的コストの認識が薄いことなどがわかった。英語圏諸国では、就労形態や保育サービスに多様な選択肢と柔軟性があるため、個々人の裁量でまかなっていけることが、出生率の大幅な低下を防いでいると思われる。

D. 結論

出生率の上昇がみられた国における重要な社会経済変化と、それをもたらした社会政策の種類と強度 および出生率が低下している国に共通する社会特性、各種の社会政策の欠如等が明らかとなり、日本の少子化対策への有益な提言をひき出すことが可能となった。今後も、本研究で収集したデータを分析し、適宜成果を発表していく。

第 1 部 比較研究へのアプローチ

第1章 家族への経済的支援と出生率：EUと日本

福田 亘孝

はじめに

1. 子育てに対する経済的支援策：Differences and Similarities
2. 経済的支援の国際比較：Model Familyによる分析
3. 経済支援と出生率：Qualitative Comparative Analysisによる分析

終わりに

家族への経済的支援と出生率：EU と日本

福田 亘孝

はじめに

日本を始めとする先進諸国では、現在、出生率が極めて低い水準にある。1999年の期間合計出生率 (Period Total Fertility Rate) はEU (欧州連合) 15カ国の平均で1.45 (Eurostat 2000c)、日本でも1.34となっており、置換水準を大きく下回っている。こうした少子化の進行にともない、先進諸国では出生の促進が次第に重要な政策課題になっている。しかし、各国の出生率水準に対する評価と政策の実施状況を見てみると、自国の出生率が低く、出生奨励のための政策を行っていると公式に認めている国は、余り多くない。EU諸国の中でも自国の出生率の水準を低いと認識している国は、中央ヨーロッパのドイツ、オーストリア、フランスや南ヨーロッパのイタリア、スペイン、ギリシャなど、かなりの数になるが、「低い出生率を上昇させるために政府がなんらかの政策介入している」と公式に認めている国はオーストリアとルクセンブルグだけである (United Nations 2000)。しかし、公式に表明されている政策実施状況と実際の状況にはギャップがあり、明示的には出生奨励政策の実施を認めていないが、実際には出生率に影響を与える政策を行っている国はいくつもある (阿藤 1996)。従って、明示的でないものまで含めるならば、出生促進のための政策が何らかの形で実施されている先進諸国はかなりの数になる (Dumon 1992; McIntosh 1983)。

一般的に言って、出生を促進させる手段は大きく2つのカテゴリーに分けられる (Hecht and Leridon 1993)。一つは「子育てと仕事」の両立を可能にする社会環境を整備するものであり、近年、EU諸国では「Reconciliation between work and family life (responsibilities)」というスローガンの下で、これが積極的に勧められている。このカテゴリーには出産休暇、親休暇 (育児休業) 制度や保育サービスの充実といった政策が含まれる。これらの政策は、子育てと仕事のより柔軟な形で両立させ、出産・育児の機会費用を低下させることで、出生を促進させようとするものである。もう一つは、子育てにかかる親の経済的負担を軽減するものであり、所得税における保育費用控除、児童手当、家族手当などがこのカテゴリーに含まれる。歴史的にみると、これらの政策は、元来、出生奨励を目的として発展してきたのではない (Wennemo 1994)。例えば、家族手当はファミリー・サイクルの変化によって不足する賃金を家族に対して補助するのが当初の目的であった。すなわち、子どもの成長に伴って必要とされる養育費が増大し、賃金と生活費の拡大したギャップを埋めるのが家族手当の政策意図であった。そして、当初は割増賃金という形で、第一次大戦後にスタートした (横山 1978)。しかし、近年の少子化の進展に伴って、子育て費用を補助することで、出生率を上

昇させる効果が期待されるようになってきている (Hantrais and Letablier 1996)。

しかしながら、政府の政策介入が、どの程度出生率を上昇させる効果を持っているか、これまでの実証研究の結果を見る限りあまりはっきりしていない (Lutz 1999)。子育てのための経済的支援政策に限って見ても、その出生に対する影響は一貫していない。例えば、Ermisch (1988a; 1988b) の分析結果では、児童手当と出生率は正の関係をもっており、経済的支援策の出生力上昇効果が認められている。同様に、Gauthier and Hatzius (1997) の OECD22カ国を対象とした分析では、25%の家族手当の増額は期間合計出生率を約 0.07 上昇させることが認められている。同様の効果は Blanchet and Ekert-Jaffé (1994) の分析でも認められている。さらに、Hyatt and Milne (1991) では出産給付の増大が出生率を上昇させること認められている。Whittington (1992) や Whittington and Peters (1990) の分析でも、税金免除は出生率を有意に上昇させる効果があることが示されている。他方、Barmby and Cigno (1990) のイギリスを対象とした研究では、児童手当の水準は出産タイミングには影響を与えるが、完結家族規模には有意な効果をもたらしてはいない。また、Lloyd (1974) のノルディック諸国を対象としたパネル・データの分析では、税額控除は出生率に対して有意な効果を持ってはいない。同様に、Keeley (1980) の分析でも負の所得税はヒスパニック系アメリカ人には出生促進効果があるが、黒人や白人に対しては有意な促進効果を持っていない。アメリカを対象とした Blau and Robins (1989) の研究では保育費補助は就業している出生率に正の効果があるが、この効果は統計的には有意ではない。

この様に子育て支援政策と出生率の関連が明確でない理由の一つに、政策が実施される社会的コンテクストが多様であることがあげられる。すなわち、各国政府は出生を促進するために複数の政策を複数組み合わせることで子育て支援は行っており、親が受け取るベネフィットは保育費用控除のような租税補助、児童手当のような現金給付、あるいは保育所への優先的入所というように様々な形態を取っており、ベネフィットは多様なチャンネルを通じて支給されている。そして、一連の政策の中で、どの政策に比重を置いて出生促進を達成しようとしているかは国ごとに異なっていて、個々のベネフィットの水準には国家間でばらつきがある。加えて、家族形成のパターンには住居費の水準の及ぼす影響が大きいことが指摘されており、住宅手当による住宅費に対する補助といった直接には出生と関連しない政策が出生行動に及ぼす影響も無視できない (Murphy and Sullivan 1985)。従って、こうした間接的に出生行動に影響をあたえる政策まで含めると、出生奨励に関係するベネフィットの種類は一層多岐になり、その水準のヴァリエーションもますます大きくなる。

しかし、これまでの研究では家族に給付されるベネフィットの多様性を十分に考慮しておらず、多くの場合、単一の政策の出生率への影響を分析するにとどまっており、親が享受す

るトータル・ベネフィットと出生パターンの関連を分析したものはほとんどない。現実の人々の出生に関する意思決定は一連の政策によってもたらされるベネフィットの総計（トータル・ベネフィット）に影響されるはずである。したがって、単一の（あるいは、限られた数の）政策ベネフィットだけを対象としても、出生行動に対する政策効果は明確には測定されにくい。例えば、Aという政策ベネフィットの給付水準が上昇したにもかかわらず、出生率が変化しなかった場合を考えてみよう。この原因としては、(1) 政策Aが出生促進効果を持っていない (2) 政策Aには出生促進効果があるが、別の政策Bのベネフィットの水準が低下したために、親が受け取るトータル・ベネフィットの水準に変化がなかった、という二つの可能性が考えられる。しかし、Aという政策だけを対象とした分析では、2番目の可能性を吟味することができない。

第二に、労働市場の特徴から見ても、また、子育ての望ましいあり方といった文化的側面から見てもそれぞれの国は多様性に富んでおり、子育て支援策は複雑な社会的コンテクストの中で実施されている。従って、子育て支援策の出生率への影響を吟味する場合には、特定の社会的条件において両者の間に関連が存在しているかどうかを検討する必要がある。別の言い方をすれば、独立変数（＝政策変数）の従属変数への効果は、他の独立変数の値がどのような組み合わせになっているかに（他の変数の配置パターン）依存する程度が必然的に大きくなる傾向がある。しかし、これまで行われてきた子育て支援政策と出生力についての研究は、主に多変量による統計的計量分析によって行われている。この手法では、各独立変数がそれぞれ個別に従属変数に作用するという仮定によって分析されており（鹿又, et al. 2001）、他の変数を等しい条件にコントロールした場合に、特定の独立変数と従属変数の共変関係がどうなるかを吟味している。しかし、こうした分析では独立変数と従属変数の共変関係が他の変数の配置パターン（ConfigurationあるいはContextuality）の影響を強く受け、複雑な交互作用が存在する対象を分析する場合には、共変関係の検出することが難しいという欠点がある（Ragin 1987; Ragin 1994a; Ragin 1994b; Ragin 2000; Ragin and Zaret 1983）。こうした交互作用は、独立変数の配置パターンがそれぞれのオブザベーションごとに大きく異なっている対象を分析する場合にとりわけ重要になる。既に述べたように、子育て支援政策が実施されている社会的コンテクストは国によって大きく異なっており、支援策と出生率の共変関係に影響を与える要因の配置パターンには、オブザベーションごとにかかなりの違いが存在している。このため、通常の統計的計量分析では、独立変数（＝政策変数）の従属変数（＝出生率）への影響が的確に分析されない可能性が強い。

本稿では、社会的コンテクストの多様性に配慮した上で家族に対する経済的・財政的支援策と出生率の関係を分析するために、Model Family Method と Qualitative Comparative

Analysis (QCA) を用いる。以下においては、まず EU 諸国を中心にヨーロッパと日本の児童手当と所得税制について国際比較を行う。次に、これらの国の子育て支援策の方向性を検討するために、多次元尺度構成法とクラスター分析を用いて支援パターンの類型化を行う。そして最後に、Qualitative Comparative Analysis を行い、経済的支援政策と出生率の関係について分析をおこなう。

1. 子育てに対する経済的支援策：Differences and Similarities

現在、日本や EU 諸国では家族を経済的に支援する政策を実施しているが、各国の政策のあり方は国によりかなり異なっている。これは、各国の政策が、その国の歴史的条件、社会経済的条件、さらには人口学的条件に影響されながら、出生奨励、貧困対策、所得再分配、gender equity の実現といった多様な政策目標の実現を意図して展開してきたからである (Wennemo 1994)。さらには、家族をターゲットにした政策のあり様は「子育てはいかなるエージェントによってどの様におこなわれるべきか」という文化的、規範的要因にも影響されることも政策の多様性の一因になっている (Hantrais 1997)。本節では EU 諸国と日本の子育てに対する経済的支援について、児童手当と所得税制に焦点を当てて比較を行う。

(1) 児童手当

表 1 は 2000 年前後の EU 諸国と日本における児童手当を比較したものである。まず、児童手当の支給年齢を見てみると、子どもが 18 歳になるまで支給する国が最も多く、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イタリア、ギリシャ、スペイン、ルクセンブルグ、ノルウェーで支給年齢の上限が 18 歳になっている。スウェーデンやイギリスでは支給年齢が 16 歳までで、これらの国より若干、早い段階で支給が終了する。反対に、フランスでは 20 歳まで児童手当が給付されており、他の国より給付期間が若干長くなっている。また、多くの国において、子どもが教育機関に在籍していたり、職業訓練中である場合には通常の場合よりも手当の支給期間が数年間、延長されるようになっている。例えば、ベルギーでは子どもが高等教育機関に在籍しているか、職業訓練中の場合、25 歳まで児童手当が給付される。こうしたヨーロッパ諸国を比べると日本の給付年限は著しく短く、子どもが 6 歳になるまでしか児童手当は給付されていない。

次に、給付金額について見てみると、大きく 5 つのタイプに分けられる。まず一つ目のタイプは、子ども年齢によって給付額が変動するシステムであり、デンマークやオランダなどに見られる。例えば、デンマークでは 0~2 歳までが月額 1,008.3 クローネ、3~6 歳までが月額 916.7 クローネ、7 歳以上が月額 716.7 クローネと、年齢の上昇に伴って給付額が低下

表1：EUと日本の児童手当

<p>オーストリア <支給額（月額）> 10歳未満 第一子：1,450シリング 第二子：1,625シリング 第三子以上：1,800シリング 10歳以上19歳未満 第一子：1,700シリング 第二子：1,875シリング 第三子以上：2,050シリング 19歳以上 第一子：2,000シリング 第二子：2,175シリング 第三子以上：2,350シリング</p> <p><支給年齢> 19歳まで。求職中は21歳まで。高等教育機関に在学中の場合は26歳まで。</p> <p><支給条件> 18歳以上の子どもは年収が120,000シリングを越えてはならない。</p>	<p>ポルトガル <支給額（月額）> 世帯収入が最低賃金の1.5倍以下 1歳未満 第一子・第二子：16,520エスクード 第三子以上：24,800エスクード 1歳以上 第一子・第二子：4,960エスクード 第三子以上：7,450エスクード 世帯収入が最低賃金の8倍以下 1歳未満 第一子・第二子：12,550エスクード 第三子以上：16,870エスクード 1歳以上 第一子・第二子：3,370エスクード 第三子以上：4,570エスクード 世帯収入が最低賃金の8倍以上 1歳未満 第一子・第二子：7,860エスクード 第三子以上：10,230エスクード 1歳以上 第一子・第二子：3,000エスクード 第三子以上：3,900エスクード</p> <p><支給年齢> 16歳まで。職業訓練、高等教育機関に在学中の場合は24歳まで。</p>	<p>日本 <支給額（月額）> 第一子・第二子：5000円 第三子以上：10000円</p> <p><支給年齢> 6歳まで</p> <p><支給条件> 所得が415万円以下、特例給付の場合574万円以下に支給。</p>
<p>フィンランド <支給額（月額）> 第一子：535マルカ 第二子：657マルカ 第三子：779マルカ 第四子：901マルカ 第五子以上：1,023マルカ</p> <p><支給年齢> 17歳まで。</p>	<p>スウェーデン <支給額（月額）> 子ども一人：950クローネ 第三子には254クローネ、 第四子には760クローネ、 第五子以上には950クローネが加算される</p> <p><支給年齢> 16歳まで。学生の場合は20歳まで</p>	<p>イギリス <支給額（月額）> 第一子：65.00ポンド 第二子以降：43.33ポンド</p> <p><支給年齢> 16歳まで。高等教育以外の教育機関にフルタイムで就学している場合は19歳まで。</p>
<p>ルクセンブルグ <支給額（月額）> 子ども一人：5,643フラン 子ども二人：13,764フラン 子ども三人：25,695フラン 以下、子どもが一人増えるごとに11,925フランを加算。 子どもが6歳以上の場合は576フラン、12歳以上は1,729フランを加算。</p> <p><支給年齢> 18歳まで。高等教育機関に在学中の場合は27歳まで。</p>	<p>イタリア <支給額（月額）> 支給額は子どもの数に比例し、世帯の所得に反比例する。 夫婦と子ども二人の場合： 年収が20,990,000リラまで：485,000リラ 年収が50,888,000リラから55,868,000リラまで：485,000リラ 年収が80,784,000リラ以上：なし</p> <p><支給年齢> 18歳まで。</p>	

表1：EUと日本の児童手当

<p>ベルギー <支給額（月額）> 第一子 6歳未満：2,733フラン 6-11歳：3,682.5フラン 12歳-17歳：4,183.5フラン 18歳以上：4,299フラン 第二子 6歳未満：5,057フラン 6-11歳：6,006.5フラン 12歳-17歳：6,507.5フラン 18歳以上：6,866.5フラン 第三子以上 6歳未満：7,550.5フラン 6-11歳：8,500フラン 12歳-17歳：9,001フラン 18歳以上：9,360フラン</p> <p><支給年齢> 18歳まで。職業訓練、高等教育機関に在学中の場合は25歳まで。</p>	<p>フランス <支給額（月額）> 子ども二人：703フラン 子ども三人：1,603フラン 子ども四人：2,504フラン 子ども五人：3,404フラン 子ども六人：4,305フラン 以下、子どもが一人増えるごとに901フランを加算。 11歳以上の子どもにはFRF198が追加。16歳以上の子どもにはFRF351が追加</p> <p><支給年齢> 20歳まで。</p> <p><支給条件> 子どもの所得が最低賃金の55%を越えてはならない。</p>	<p>ドイツ <支給額（月額）> 第一子：270マルク 第二子：270マルク 第三子：300マルク 第四子以上：350マルク</p> <p><支給年齢> 18歳まで。失業中の場合は21歳まで。職業訓練、高等教育機関に在学中の場合は27歳まで。</p> <p><支給条件> 18歳以上の子どもの年収が14,040マルクを越える場合は不給付。</p>
<p>ギリシャ <支給額（月額）> 子ども一人：2,000ドラクマ 子ども二人：6,000ドラクマ 子ども三人：13,500ドラクマ 子ども四人：16,400ドラクマ 以下、子どもが一人増えるごとに2,750ドラクマ加算。</p> <p><支給年齢> 18歳まで。高等教育機関に在学中の場合は22歳まで。</p>	<p>スペイン <支給額（月額）> 子ども一人：4,035ペセタ</p> <p><支給年齢> 18歳まで。</p> <p><支給条件> 年収が1,281,653ペセタを越える家族には不給付。子どもが二人以上の場合は年収の上限が子ども一人につき192,247.95ペセタ増える。</p>	<p>デンマーク <支給額（月額）> 3歳未満：1,008.33クローネ 7歳未満：916.66クローネ 7歳以上：716.66クローネ</p> <p><支給年齢> 18歳まで</p>
<p>アイルランド <支給額（月額）> 第一子・第二子：42.50ポント 第三子以上：56.00ポント 三つ子、四つ子の場合は、子どもひとりあたりの給付額が2倍、双子の場合は1.5倍。</p> <p><支給年齢> 16歳まで。高等教育機関に在学中の場合は19歳まで。</p>	<p>オランダ <支給額（月額）> 5歳まで：120.04ギルダー 6歳から11歳まで：145.76ギルダー 12歳以上：171.48ギルダー</p> <p><支給年齢> 17歳まで。高等教育機関に在学中の場合は24歳まで。</p>	<p>ノルウェー <支給額（月額）> 子ども一人：972クローネ 子どもが1歳から3歳の間は657クローネを追加。</p> <p><支給年齢> 18歳まで。</p>

（資料）

OECD (2001) Taxing Wages 1999-2000.

European Commission (2001) MISSOC 2001: Social Protection in the EU Member States and the European Economic Area.

Administration, S. S. (1999) Social Security Programs Throughout the World 1999.

健康保険組合連合会 (2002) 社会保障年鑑 2002年度版。

している。二つ目として、子どもの出生順位や総数によって給付額が変わるものである。イギリス、アイルランド、ドイツ、スウェーデン、フィンランドでは出生順位が変わるにつれて、給付額も変動している。例えば、ドイツでは第一子と第二子には一ヶ月あたり 270 マルク、第三子には一ヶ月あたり 300 マルク、第四子以上には一ヶ月あたり 350 マルクが支給される。日本の児童手当もこの方式を採用しており、第一子・第二子には月額 5000 円、第三子以上には月額 10,000 円が給付される。他方、ギリシャでは出生順位ではなく子どもの総数が増えるにつれて、給付金額が増加するシステムになっている。三番目として、一番目のタイプと二番目のタイプを組み合わせたものがあり、子どもの数・出生順位と年齢によって給付金額が変動するようになっている。このタイプはベルギー、オーストリア、ルクセンブルグ、フランスで見られる。例えば、ベルギーでは、子どもの年齢が 6 歳未満、6~11 歳、12 歳~17 歳、18 歳以上の四つの区分で支給額が上昇すると共に、出生順位が第一子→第二子→第三子と上昇するにつれて支給額も増加する。四番目として、給付金額が子どもの年齢によっても出生順位によっても変動しない固定額支給のタイプがあり、ノルウェーでは、子ども一人あたり月額 972 クローネ、スペインでは月額 4,035 エスクードが定額給付されている。そして、五番目として、ポルトガルやイタリアで見られるように世帯の収入によって給付額が変動するタイプがある。

こうした児童手当は、多くの国で universal な給付を行う国が多いが、給付に所得制限を付けている国もある。スペインでは、年収が 1,281,653 エスクードを越える世帯は給付の対象から除外され、オーストリアやドイツでは 18 歳以上の子どもの年収が一定額を超える場合には児童手当の給付対象とならない。日本も所得制限を設けており、通常の給付で 415 万円以上、特例給付で 574 万円以上の所得がある家族は児童手当の給付対象とならない。

(2) 所得税控除

子どもを持つ親に対して行われる所得税の控除（児童控除）は、子育てに必要とされる直接費用の負担を軽減させることで出生を促進させる効果が期待されている。こうした所得税の控除は、大きく課税控除（tax allowance）と税額控除（tax credit）とに分けられる。前者の課税控除は課税対象になる所得から一定の割合を非課税として免除しする控除であり、所得が高く、課税所得の高い家族ほどその控除の恩恵を大きくうける。しかし、所得が課税最低水準に達していない家族、あるいは、低い所得層の家族にとっては、この控除から受ける恩恵が少なくなる。後者の税額控除では子どもの数によって所得税額が減額される。従って、最低拠出対象所得以下の低所得層は恩恵にあずからないが、それ以上の所得層では、所得税の控除額は所得水準に関係なく子どもの数が同じならば同一になる。

さらに、所得税システムには、結婚後の女性の経済的独立と性別役割にも影響を与える。すなわち、結婚した夫婦を個別ベース課税 (individual taxation) して扱うか、分割ベース課税 (splitting taxation) として扱うかによって妻の家庭外就業へのインセンティブが大きく変わってくる (ジェームズ & ノブズ 1996)。すなわち、二つの課税ベースは

$$(1) \text{ 夫婦所得} = (H + W) - t \times 2 \times [(H + W) \div 2 - y] \quad \dots \quad \text{分割ベース課税}$$

$$(2) \text{ 夫婦所得} = H - t \times (H - y) + W - t \times (W - y) \quad \dots \quad \text{個別ベース課税}$$

t: 税率 (累進的) W: 妻の収入 H: 夫の収入 y: 基礎控除

というように現すことができる。妻の収入が夫の収入より少ない場合を考えてみると、(1) の分割ベース課税では夫婦の収入格差が大きいほど、課税上は有利になる。従って、分割ベース課税では second earner—この場合は妻—の就業にたいしてディス・インセンティブが働く。しかし、(2) の個別ベース課税では、夫婦の収入格差の程度が課税において有利、あるいは不利に作用せず、second earner 就業にたいしては中立的である (Gustafsson and Bruyn-Hundt 1991)。要するに、課税システムは、労働市場への参入に対するインセンティブを通じて、家庭内の性別役割分業を規定する作用がある (Sainsbury 1999)。それゆえ、課税システムは妻や母親の就業に対するインセンティブを変化させる⁽¹⁾ という間接的な効果によって出生に対して影響を及ぼすことになる (Dumon 1992)。

表 2 では 2000 年前後の EU と日本における所得税の児童控除と課税単位を比較したものである。既に述べたように、課税控除は高所得の家族ほどベネフィットが大きくなり、反対に、所得が低くなるほどベネフィットが低下し、最低抛除対象以下の低所得層には全く恩恵をもたらさない。従って、この方式は所得の垂直的再分配から見ると、必ずしも有効な手段とは言えない。EU 諸国では 1960 年代にこうした課税控除の垂直的不平等性が指摘され、課税控除から税額控除へ児童控除制度が次第に変更されるようになった (Gauthier 1996)。この傾向は表 2 においても明らかであり、現在でも児童控除として課税控除よりも税額控除を採用する国が多くなっている。実際、課税控除のみを採用しているはベルギーと日本だけである。これに対して、税額控除を採用している国は、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガル、イギリスの 8 カ国に達している。ギリシャ、ノルウェーでは子どもの育児や教育にかかった費用について課税控除が認められているが、両国では税額控除も併用している。ドイツは原則的には課税控除システムであり、児童手当の給付が利用できない場合、あるいは、児童手当だけでは最低生存費が賄えない場合に、所得からの課税控除が認められている。また、児童控除の金額は子ども数、あるいは出

表2：EUと日本の所得税の児童控除

	ポルトガル	ノルウェー	オーストリア
税額控除	第一子：19,800エスクード 第二子：20,025エスクード 第三子：20,475エスクード 第三子以降：21,050エスクード	16歳未満の子ども一人：1,820 クローネ 16-18歳の子ども一人：2,540 クローネ	第一子：5,700シリング 第二子：7,800シリング 第三子：9,900シリング
課税控除		12歳未満の子どもの育児にか かった費用を課税控除 子ども一人： 25,000クローネを上限 子ども二人以上： 30,000クローネを上限	
課税 単位	分割ベース	選択制	個別ベース
その他	子どもの教育費（101,500エスクードを上限として）の30%を税額控除。子どもが3人以上の場合は上限が子ども一人につき10,000エスクード増額される。		
	イギリス	フィンランド	スウェーデン
税額控除	442ポンド		
課税 単位	個別ベース	個別ベース	個別ベース
その他	Working Families' Tax Credit 子ども一人（16歳未満） ：26.00ポンド 子ども一人（16-18歳） ：26.75ポンド		
	オランダ	日本	
税額控除	所得が123,620ギルダー未満 子ども一人：88ギルダー（納税者が65歳未満） 子ども一人：42ギルダー（納税者が65歳以上） 所得が61,915ギルダー未満 子ども一人：750ギルダー（納税者が65歳未満） 子ども一人：343ギルダー（納税者が65歳以上） 所得が56,644ギルダー未満 子ども一人：942ギルダー（納税者が65歳未満） 子ども一人：425ギルダー（納税者が65歳以上） 子どもが三人以上の場合 66ギルダー（納税者が65歳未満）を加算 31ギルダー（納税者が65歳以上）を加算	扶養控除 子ども一人：380,000円 特定扶養控除 子ども一人（16-22歳） ：630,000円	
課税 単位	個別ベース	個別ベース	
その他	Combination Tax Credit（子どもが12歳未満の場合） 子ども一人：419ギルダー（納税者が65歳未満） 子ども一人：189ギルダー（納税者が65歳以上）		

表2：EUと日本の所得税の児童控除

	ベルギー	デンマーク	ドイツ
税額控除			第一子：3,000マルク 第二子：3,000マルク 第三子：3,600マルク 第四子以降：4,200マルク
課税控除	子ども1人：44,000フラン 子ども2人：113,000フラン 子ども3人：255,000フラン 子ども4人：412,000フラン 子ども5人：569,000フラン		児童手当が給付されない場合は、18歳未満の子ども一人あたり月額288マルク
課税単位	選択制	個別ベース	選択制
	ギリシャ	スペイン	フランス
税額控除	平均所得の場合 子ども1人：30,000ドラクマ 子ども2人：35,000ドラクマ 子ども3人：50,000ドラクマ 子ども4人：60,000ドラクマ 5人以上は子ども一人につき10,000ドラクマ増額	第一子・第二子（25歳未満）子ども一人につき200,000ペセタ 第三子以降（25歳未満）子ども一人につき300,000ペセタ 子どもが2歳以下の場合50,000ペセタ増額。子どもが3歳から16歳の場合は25,000ペセタ増額	7歳未満の子どもの保育施設に払った支出の25%、ホームヘルパーを雇っている場合は賃金の50%。 中等教育、あるいは高等教育機関に在籍している子ども一人につき、所得に応じて400フランから1200フラン。
課税控除			
課税単位	個別ベース	選択制	分割ベース
その他	子どもの学費が15,000ドラクマ未満の場合：全額課税控除 子どもの学費が15,000ドラクマ以上の場合：学費の40%を課税控除 ただし、控除額の上限は250,000ドラクマまで。		
	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ
税額控除		子ども一人：168,000リラ 子ども二人：336,000リラ 子ども三人：504,000リラ 子ども四人：672,000リラ	子ども一人：36,000フラン
課税控除			
課税単位	選択制	個別ベース	分割ベース
その他		子どもの中等、高等教育機関の学費の19%を税額控除。	

(資料)

Kesti, J. & Balle, C. H.(eds.) (2000) European Tax Handbook 2000.
OECD (2001) Taxing Wages 1999-2000.

生順位によって変動するタイプがほとんどであるが、ノルウェーでは子どもの年齢によって控除額が変動するようになっており、スペインでも子どもの年齢によって控除の増額が認められている。また、フランス、ギリシャ、オランダでは親の所得により控除額が変化するシステムになっており、より所得の少ない親ほどより手厚い控除が受けられるようになっている。

次に、課税単位を見てみると、個別ベースを採用している国が多くなっている。デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーのノルディック諸国に加え、オーストリア、オランダ、ギリシャ、イタリア、イギリスもこの方式を採用しており、日本もこれらの国と同様に個別ベースで課税されている。また、ベルギー、アイルランド、ドイツ、スペインでは、個別ベースか分割ベースかのいずれかを夫婦が選択できる方式を採用している。これに対して、分割ベースを採用している国はフランス、ルクセンブルグ、ポルトガルだけになっている。また、フランスでは分割家族課税 (family quotient taxation) を採用しており、所得は以下の方式で算出される。

$$\text{所得} = (H + W) - t \times k \times [(H + W) \div k - y]$$

t: 税率 (累進的) W: 妻の収入 H: 夫の収入 y: 基礎控除 k: 家族係数

この計算では、家族係数は夫と妻はそれぞれ 1、子どもは第二子までは 0.5 とするが、第三子以降は子ども一人を 1 とする。従って、子どものいない夫婦では家族係数は 2、子どもが 2 人の家族では 3、子どもが 3 人では 4 となり、三人以上子どもを持つ親に対して、より手厚い支援を行うようになっている。(キャロー 1996)。既に述べたように個別ベースによる課税は分割ベースと比べて妻の就業に対する disincentive が弱い。全体として見ると、EU 諸国は個別ベースを採用し、雇用のみならず所得税システムにおいて Gender Equity の方向で進みつつあると言える。(Hantrais 1996)。

2. 経済的支援の国際比較： Model Family による分析

前節では、児童手当と所得税に注目して EU 諸国と日本の経済的支援について比較をしたが、各国の支援の方式、水準は多様であった。さらに、各これらの以外の手段も用いて、直接的、あるいは間接的に子育てに対する経済的支援を行っている国もある。例えば、幾つかの国では住宅や保育に対する手当や公共交通料金の減額といった支援政策を行っている (Bradshaw, et al. 1993; Dumon 1992)。例えば、フランスでは三歳未満の子どもがいる家族に支給される乳幼児手当、住宅経費を援助する住宅手当、三人以上子どもがいる家族に給